

各位

福岡県信用保証協会

### 事業承継サポート保証「パートナー」の取扱期間延長について

平素は、当協会の業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年4月1日より、事業承継サポート保証「パートナー」の取扱いをしておりますが、今般、下記のとおり取扱期間の延長をいたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 商 品 名   | 事業承継サポート保証「パートナー」   |
| 2. 商品の内容   | 別添「商品概要」のとおり  |
| 3. 取 扱 期 間 | 《変更前》令和7年3月31日（月）保証協会受付分まで<br>《変更後》 <u>令和8年3月31日（火）</u> 保証協会受付分まで |

以上

【商品概要】

(令和7年4月1日現在)

商品名	事業承継サポート保証「パートナー」（略称：パートナー）																													
制度コード	690980																													
取扱金融機関	約定書締結金融機関																													
保証対象者	以下の①又は②に該当する者とする。 ①事業承継計画を策定している中小企業者 ②以下の全ての要件を満たす持株会社 ア 事業承継計画を策定していること イ 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ウ 事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること																													
保証限度額	2億8,000万円（一般関係普通保険にかかる保証2億円、一般関係無担保保険にかかる保証8,000万円）																													
資金使途	<b>保証対象者①</b> 事業経営上必要であり、経営の維持又は拡大に必要な以下の事業承継に係る資金 ア 役員退職金支払資金 イ 事業用資産の取得資金(申込人以外が所有する事業用資産) ウ その他信用保証協会が認める事業承継に必要な資金 <b>保証対象者②</b> 事業経営上必要であり、経営の維持又は拡大に必要な以下の事業承継に係る資金 ア 被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金及びその附帯費用 イ 事業会社の代表者が所有する事業用不動産の取得資金																													
保証期間	20年以内(うち、据置2年以内)																													
信用保証料	基準保証料率から平均20%割引 <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.70%</td> <td>1.52%</td> <td>1.34%</td> <td>1.16%</td> <td>0.98%</td> <td>0.80%</td> <td>0.62%</td> <td>0.44%</td> <td>0.26%</td> </tr> </tbody> </table> ※1 対象要件に該当する法人で、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」の要件を満たした場合については、0.25%または0.45%を上乗せした料率を適用する。 ※2 「会計参与設置会社」は、上記保証料率から0.10%引き ※3 不動産等担保の提供がある場合は上記保証料率から0.10%引き										料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.70%	1.52%	1.34%	1.16%	0.98%	0.80%	0.62%	0.44%	0.26%
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																					
保証料率	1.70%	1.52%	1.34%	1.16%	0.98%	0.80%	0.62%	0.44%	0.26%																					
返済方法	分割返済・一括返済																													
担保	必要に応じ																													
連帯保証人	<b>保証対象者①</b> 法人の場合…必要に応じ。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則として徴求しない。 個人の場合…不要 <b>保証対象者②</b> 必要に応じ。但し、持株会社の代表者及び事業会社の法人保証以外の連帯保証人は原則徴求しない。																													
貸付形式	証書貸付・手形貸付																													
貸付利率	金融機関所定利率																													
責任共有制度	責任共有制度の対象																													
他商品との併用	本商品での自治体融資制度、他の保証制度及び特例保証の利用不可(一般保証としての取扱)																													
必要書類	<b>(1)共通書類</b> ア. 事業承継計画書の表紙(様式保申第155号) イ. 事業承継計画書(任意書式) 信用保証協会のひな型(中小企業者用又は持株会社用)の内容に準じていることを要する。 ウ. 資金使途に係る確認資料(必要に応じて徴求) <b>(2)「保証対象者②」の場合に別途必要な書類</b> ア. 株式評価算定書の表紙(様式保申第156号) イ. 税理士が作成した株式評価算定書(任意書式) ウ. 持株会社及び事業会社の株主名簿の写し エ. 事業会社の履歴事項全部証明書 オ. 事業会社の直近2期分の確定申告書(決算書)の写し及び定款の写し																													
金融機関の責務	金融機関は、貸付実行後に以下の書類を信用保証協会へ提出する。 <b>保証対象者①</b> ア 資金使途確認資料の写し <b>保証対象者②</b> ア. 株式取得資金の場合 (ア) 株式譲渡契約書の写し (イ) 事業承継計画実施後の事業会社の株主名簿の写し イ. 事業用不動産取得資金の場合 (ア) 不動産登記簿謄本の写し																													
取扱期間	平成29年4月1日から令和8年3月31日まで																													